令和4年12月9日に発生した事故につきまして

令和5年6月12日

みなさまへ

合同会社ミヤビ 代表者 宇津慎史

1 はじめに

令和4年12月9日,当事業所を利用されていた児童X君が送迎中に 行方不明となり,同月16日に近くを流れる川でご遺体となって発見さ れるという大変痛ましい事故が発生しました。

事故を防ぐことができず,大切なお命が失われたことについて改めて 謝罪と哀悼の意を表させて頂きます。

この事故について,以下のとおりご報告致します。

2 事故の概要

X君は、平成28年9月から当事業所を利用されていましたが、多動という特性がありました。

そのため、当事業所は、各従業員に対し、X君を送迎車から建物内へ誘導する際は、①携帯電話で建物内にいる従業員を呼んで二人で対応するか、②X君が座っている後部座席のチャイルドロックをかけたまま、送迎車のドアの鍵を掛けて、インターフォンで建物内にいる従業員を呼び、二人で対応するように取り決めておりました。

令和4年12月9日15時40分頃,従業員Aが運転し,X君ともう 一人の児童が乗っていた送迎車が当事業所に到着しました。 Aは、本来であれば上記①か②の方法で建物内にいた従業員を呼び寄せなければなりませんでしたが、単独でX君を送迎車から建物内へ誘導しようとしました。

Aは、X君に靴を履かせた上で降車させました。この際、AはX君の荷物二つを右肩に背負い、両手でX君の前方からその右腕を、X君が振りほどこうとしても容易には振りほどくことができない強さでしっかりと握っていました。

X君が降車した地点から建物の入口までの距離は4m前後でした。 この直後、X君は突然、Aの両手を振りほどき、走り出しました。

3 事故発生時の対応

X君は,事業所手前の道路を横切り,川がある方面へ走り出したため, Aは途中で転倒しながらも,走ってX君の後を追いかけました。

Aは、X君が橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃したものの、Aがそこに到着したときには、X君の姿は見当たりませんでした。そのため、Aは堤防の車道を東側に進みながらX君の発見に努めました。その際、Aは通行人に「子供が走っているのを目撃しませんでしたか?」と聞いたり、X君の名を叫びながら探していました。

しかし、X君の姿が見えないため、Aは堤防を降り、河川敷に向かい、 当初来た方向に戻ろうとしたところ、川の真横に設置された柵の切れ目 付近にX君の脱ぎ捨てられたジャンパーを発見しました。

このジャンパーを発見するまでの間,AはX君が行方不明となったことを知らせるため,当事業所に3回電話しておりますが,電波の状態が悪く,事態が緊迫していたこともあり,十分な会話はできませんでした。

しかし, 当事業所の建物内にいた従業員等は, Aからの電話により異常事態が発生したものと考え, 直ぐに代表者が, 川がある方面に向かい,

別の従業員は送迎車に乗車していた別の児童の安全確保に努めました。 この直後,当事業所は16時04分に,吹田警察署に通報し,続けて 吹田消防本部にも救助の要請を行いました。

4 事故後の対応

X君が行方不明となってからは, 当事業所は警察関係者及び消防関係者に知り得る情報を全て提供しました。

X君の発見は警察等の関係者が中心となって行っておりましたが、当事業所も複数の従業員が自転車や双眼鏡などを使用するなどして、連日 X君の早期発見に努めておりました。

X君の捜索について、当事業所が嘘の情報を提供することで、捜索を 妨害したような事実は一切ございません。

特に責任を感じていたのはAであり、行方不明となった同じ時間帯に、X君のジャンパーが脱ぎ捨てられていた場所へ出向くなどして、手がかりを得ようとしておりました。

しかしながら、令和4年12月16日早朝、X君のご遺体が川で発見 されるという大変痛ましい事態を迎えてしまいました。

当事業所は、行方不明となった直後から、X君のご両親に対して何度 も謝罪し、行方不明となった原因等も説明し、情報提供に努めて参りま した。

当事業所は、令和5年1月16日付報告書をご両親の当時の代理人弁護士にお渡ししております。その後、ご両親が作成したものと思われる質問事項書が届いたため、これに対する同年3月16日付回答書をご両親に直接渡しております。

当事業所とご両親との間で,一部見解の相違がありますが,当事業所としては引き続きご理解を頂けるよう努力して参ります。

また、当事業所は、他の利用者のご家族に対しても今回の事故を報告 しており、吹田市役所及び豊中市役所に対しても書面により報告してお ります。

5 説明会開催等について

ご両親の代理人をされていた弁護士と当事業所の代理人弁護士は令和4年12月27日に面会しておりますが、その際にご両親が説明会の開催を希望されているとのお話しはありませんでした。

ご両親が作成されたものと思われる質問事項書においても,説明会の 開催をご要望されているかのような記載はございませんでした。

当事業所を利用されている他の児童のご両親からも,説明会の開催を 求めるご要望はありませんでした。

これらの事情から、当事業所は今回の事故に関する説明会開催は予定しておりませんでした。

しかし、令和5年3月30日に、吹田市の担当者から説明会を開催した方が良いとの連絡があり、ご両親も希望されているとの情報が入ったため、当事業所は、ご両親に対し、同年4月26日付書面において、説明会を行う意思があることを伝えております。

その後,ご両親に新たな代理人弁護士が就任していたことが判明した ため,同年5月10日に,同弁護士に対し,当事業所が希望する説明会 開催の条件をお伝えしました。

同年6月9日に、ご両親の代理人弁護士から、ご両親が希望される説明会開催の条件を書面で頂いたところであり、現在、当事業所において内容を検討しております。

当事業所としては,説明会を開催する場合,関係者のプライバシー等の人権や今後予想される裁判等に対する配慮が不可欠と考えており,今

後もご両親のご理解を得られるよう説明させて頂く予定です。

面会についてですが、X君のご遺体が発見された当日に、ご両親から会いに来るようにとのご要望がございました。しかし、この前に面会の実現が困難となる事情があったため、面会は実現できませんでした。この事情については、書面でご両親に説明させて頂いております。

6 再発防止策

今回の事故が発生した原因は,従業員がX君を送迎車から建物内へ誘導する際に,事前に決められた遵守事項を守っていなかったことにあります。

遵守事項は、担当する従業員が毎回遵守しなければならないのは言うまでもありませんが、当事業所は今回の事故を受けて、担当の従業員に任せきりにするのではなく、日頃から従業員同士は勿論のこと、代表者も含め、相互に確認し合うことが重要であると考えております。

当事業所は再発防止策を令和5年5月29日に吹田市役所に提出しており、今後二度と今回のような事故が発生しないように、全ての従業員が遵守事項を守るよう努力して参る所存です。

以上